

長与町総合教育会議次第

日時 令和3年6月25日（金）16時30分

場所 長与町庁舎4階 会議室

1 開会

2 町長挨拶

3 教育委員会教育長挨拶

4 構成員紹介

5 長与町総合教育会議について

資料1

6 議事

(1) 長与町教育大綱について

資料2

(2) 成人式の時期や在り方について

資料3

7 その他

8 閉会

長与町総合教育会議出席予定者名簿

(構成員)

役 職	氏 名	備 考
町 長	よしだ 慎一	
教育委員会 (教育長)	かつもと 勝本 真二	
教育委員会 (委員)	こが 古賀 清彦	
教育委員会 (委員)	ひろた 廣田 敬子	
教育委員会 (委員)	にた 仁田 千都子	
教育委員会 (委員)	やまもと 山本 淳	

(総務部総務課、教育委員会事務局教育総務課、生涯学習課)

長与町総合教育会議について

1 会議の趣旨

長与町総合教育会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づき、町長と教育委員会が連携を強化し、より一層民意を反映した教育行政を推進するため、対等な執行機関同士が「協議・調整」を行う場として、平成27年度から開催しています。

2 会議のポイント

- 会議の設置は、町長が行います。
- 構成員は、町長と教育委員会です。
- 会議は、町長が招集します。
- 会議での協議・調整事項は、教育政策に関する事項です。
 - ・ 教育行政の大綱の策定（※平成27年度作成済み）
 - ・ 教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
 - ・ 児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置
- 町長と教育委員会は、会議において協議・調整を行い合意した方針の下に、双方が所管する事務を執行します。
- 会議は、原則公開とし、議事録を作成し、これを公表しています。
- 会議の事務局は、総務部総務課が教育委員会事務局教育総務課と連携を図り行います。

教育のまち ながよ

長与町教育大綱

(案)



平成27年6月令和3年度～令和7年度
長与町
長与町教育委員会



長与町教育大綱

はじめに

長与町では、「住みたい、住み続けたい、住んでよかったです」と言われるような幸福度日本一のまち」を目標に「人・縁・未来 つなぎ はぐくむ ながよ～幸福度日本一のまちをつくる～」を将来像に掲げ、地域の特性やこれまでのまちづくりに対する町民の評価、今後のまちづくりのニーズ、現下の社会・経済動向等を総合的に勘案しながら、町政・教育行政の推進に取り組んでおります。

そういう中、平成27年4月から「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、新教育委員会制度がスタートしました。同法には新たに町長が「総合教育会議」を立ち上げ、教育委員会との協議により、教育に関する「大綱」を策定することとなっています。

本大綱は、長与町の実情に応じながら、家庭、地域とさらに連携して、新たな時代に対応した取組を進めていけるようにSDGsの理念と視点から、より具体的に課題に取り組むための目標と施策を定めたものです。

教育は、豊かで安定した環境の中にあってこそ、円滑に進められ、十分な成果を上げるものとします。「総合教育会議」の中で、「ひとづくり・地域づくり・社会づくり」「まちづくり・ひとづくり・しごとづくり」において重点的に講ずべき施策等について協議・調整することを通して、町長と教育委員会が、本町における教育施策の方向性を共有し、軌を一にして執行することにより、これまで以上に教育施策の推進・成果の充実が得られるものと確信しています。

【教育大綱のめざすもの】

長与町の教育は、生命の尊さや個人の尊厳を重んじることを基調として、郷土の伝統や文化を継承し、豊かな自然を守るとともに、公共の精神を身につけ、我が国や世界の発展に貢献していくこうとする調和のとれた人間の育成をめざす。

【基本目標】

心を育む教育と文化の創造

1. たくましく豊かな心を持つ青少年の育成
2. 歴史・文化を守り育て、芸術と生きがいを育む地域づくり
3. 互いを尊重し合う社会づくり

【目標1】たくましく豊かな心を持つ青少年の育成

【施策1】乳幼児教育・保育の充実

- ① 保育所（園）での保育所・幼稚園・認定こども園における乳幼児教育・保育の充実
- ② 幼稚園での幼児教育の充実
- ③② 家庭や地域での教育力の充実

【施策2】学校教育の充実

- ① 基礎学力の充実と学力保障基礎・基本の定着と活用力の向上
- ② 個一人一人のニーズに応じた特別支援教育の充実
- ③ 豊かな心の啓培
- ④ 健康安全教育の推進
- ⑤ 国際化時代への対応に対応できる人材の育成
- ⑥ 地域と連携した教育の推進
- ⑥⑦ 教育環境の充実
- ⑦⑧ 教職員の資質の向上

【施策3】青少年の健全育成

- ① 健全な環境づくり
- ② 家庭の教育力の向上
- ③ 青少年の社会活動への参画促進と指導者の育成
- ④ 青少年団体・指導者の養成

【目標2】歴史・文化を守り育て、芸術と生きがいを育む地域づくり

【施策1】生涯学習の推進

- ① 生涯学習推進体制の整備
- ② 生涯学習関連施設の整備
- ③ 学校教育と連携した社会教育の連携の強化推進
- ④ 社会教育関係団体の育成・支援

【施策2】生涯スポーツの推進

- ① スポーツ・健康まちづくりの推進
- ②③ スポーツ大会・教室の充実及び参加促進
- ②③ スポーツ団体・指導者の育成
- ③④ スポーツ環境の充実と有効活用

【施策3】歴史・文化の保存継承と芸術・文化・芸術の振興

- ① 文化財愛護意識の高揚
- ② ① 文化財の保存・活用
- ② 文化・芸術環境の創造
- ③ 文化施設における活動の充実
- ④ 芸術文化の鑑賞・発表機会の充実
- ③ 地域文化の振興
- ⑤ 文化団体の育成
- ⑥ 青少年の文化活動の推進

【目標3】互いを尊重し合う社会づくり

【施策1】国際色豊かなまちづくりの推進

- ① 国際交流と多文化共生の推進
- ② 姉妹都市交流の推進

【施策1②】人権をの尊重し、平和を希求する社会づくり

- ① 人権・同和教育、啓発の推進
- ② 人権擁護関係相談機関との連携強化と啓発活動の推進
- ③ 平和意識の高揚

【施策3】国際交流・地域間交流の促進

- ① 文化共生のまちづくり
- ② 国際交流推進体制の充実
- ③ 姉妹都市・友好交流都市交流の推進
- ④ 國際化に対応した教育・学習の充実
- ⑤ 地域間交流の促進

【施策3】平和意識の高揚

- ① 平和意識の高揚

【施策2④】男女共同参画社会の形成実現

- ① 男女共同参画推進体制の充実社会の実現に向けた基盤の整備
- ② 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
- ② あらゆる分野における女性の活躍
- ③ 男女が多様な生き方を選択できる社会の実現
- ③ 安全・安心な暮らしの実現

- ④ 男女の人権が尊重され高齢者等が安心して暮らせる社会の実現
- ④ 推進体制の整備・強化
- ⑤ 男女で支え合う豊かな地域づくり

成人式について

【2022年4月以降】

民法の改正により、2022年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げる。

【長与町の方向性】

令和5年成人式以降は「20歳のつどい」として開催する方向で検討したい。

(理由)

- ① 18歳を対象に成人式とした場合、高校3年生であり、進路（進学・就職）を決める時期と重なり、参加できない者が多くなることが予想される。
- ② 18歳を対象に成人式とした場合、高校3年生であり、進路（進学・就職）を決める時期と重なり、本人や保護者に負担がかかる恐れがある。20歳とした方が本人や保護者が落ち着いた環境で参加できる。
- ③ 進学・就職の準備のための経費と、成人式に参加するための衣装等調達経費が重なり、保護者の経済的負担が大きい。
- ④ 18歳を対象とした成人式の初年度（2022年度）は、3学年まとめた成人式となり、開催場所や時間の混乱、振り袖のレンタル等に支障がでることが予想される。
- ⑤ 分科会のアンケート結果でも上記のような理由により、自治体及び成人式の当事者である若年者の回答も成人式を20歳で実施するのがふさわしいとする意見が多数であった。



※ただし、「20歳のつどい」として実施する場合は、その意義を定める必要がある。

・これまでの成人式は、成人したことを自覚し、自ら生きぬこうとする若人を祝い励ますことを主旨としていた。

2022年4月以降、すでに18歳で成人しているが、あえて「20歳のつどい」として開催することの意義として、特に以下のことを期待する。

- ① 大学生や社会人として経験を共有できる年を振り返るとともに、社会の規範をより深く理解し、より深い自覚を持って社会に貢献することを改めて自覚する機会となる。
- ② 郷土を離れた人が成人式を理由に帰省する機会ともなり、同窓生や地域、家族と交流をすることで、郷土を離れて改めて知る郷土のすばらしさを感じ、町民意識や郷土愛の醸成等が期待できる。
- ③ 当事者による実行委員会形式での開催が継続して実施できる。

成人式の時期や在り方等に関する報告書

成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議

成人式の時期や在り方等に関する分科会

令和2年3月

内容

成人式の時期や在り方等に関する報告書	1
1 はじめに	3
2 祝日法における成人の日の意義と民法の成年年齢の関係について	6
3 全市区町村を対象とした成人式の実施に関する調査の結果について	6
(1) 現在の成人式について	6
(2) 成年年齢引下げ後の成人式について	8
4 成年年齢引下げに関する世論調査の結果について	10
(1) 成年年齢引下げの成人式の対象年齢	10
(2) 成年年齢引下げ後の成人式の実施時期について	11
5 一般社団法人全国高等学校 P T A 連合会によるアンケートの結果について	12
6 公益財団法人日本財団による意識調査	12
7 分科会において実施したヒアリング及び意見交換における意見	13
(1) 成人式の意義について	14
(2) 成年年齢引下げ後の成人式の対象年齢及び在り方について	14
8 結語	16

1 はじめに

(1) 成年年齢の引下げ等を内容とする民法改正

平成 30 年 6 月、民法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 59 号）により、令和 4 年 4 月 1 日から民法（明治 29 年法律第 89 号）の定める成年年齢が 18 歳に引き下げられることとなりました。

我が国における成年年齢は、明治 9 年の太政官布告第 41 号以来、20 歳とされてきました。民法は、明治 29 年の制定以来、成年年齢を 20 歳と定めていますが、これは、この太政官布告の規律を引き継いだものといわれています。20 歳という年齢が選ばれた理由については、制定当時の日本人の精神的成熟度や平均寿命のほか、諸外国における成年年齢等を総合的に考慮した結果であるといわれています。以来、我が国においては、法律の世界のみならず、一般国民の意識においても、20 歳という年齢が大人と子供の範囲を画する基準とされてきました。

しかし、近年、憲法改正国民投票の投票権年齢や公職選挙法の選挙権年齢などが 18 歳以上と定められ、18 歳、19 歳の若年者を大人として扱うという政策が進められてきました。こうした政策は、18 歳、19 歳の若年者が国政の重要な事項に関して判断力を有することを前提とするものであり、このことを踏まえると、市民生活に関する基本法である民法においても 18 歳以上の方を大人として取り扱うのが適当であると考えられます。また、世界的にも、成年年齢を 18 歳とする国が多いのが実情です。こうした状況を踏まえ、平成 30 年 3 月 13 日、成年年齢を引き下げるなど的内容とする「民法の一部を改正する法律案」が第 196 回国会（常会）に提出され、同年 6 月 13 日、法律として成立しました（平成 30 年法律第 59 号）。これにより、18 歳、19 歳の若年者は、契約を締結する判断能力を有する主体として位置づけられるとともに、親権に服ないこととなり、親権者による監護・教育の下から離脱することになります。急速な少子高齢化が進む現代の日本社会においては、我が国の将来を担う若年者が、社会・経済において積極的な役割を果たすことが期待されています。成年年齢を 18 歳に引き下げるることは、18 歳、19 歳の若年者に早くから社会の構成員としての自覚を持たせることにつながり、また、若年者を将来の国づくりの中心とするという国の決意を示すものです。

(2) 成人式に関する情報発信の必要性

他方で、成人式については、その実施の具体的な方法が法律で定められているわけではなく、その対象年齢を何歳とするか等、成人式の在り方については、地方公共団体の判断で決められるものです。したがって、成年年齢が 18 歳に引き下げられた

ことにより、必然的に成人式の対象年齢が 18 歳に引き下げられるわけではありません。

しかしながら、成年年齢の引下げによって、成人式の対象年齢など、その在り方等について事実上の影響を及ぼす可能性があり、国会審議の場においても、このような観点から、様々な問題点が指摘されました。例えば、成年年齢の引下げを受け、従来は 20 歳の方を対象として 1 月に行われていることが多い成人式が、仮に 18 歳の方を対象として 1 月に行われることになると、対象となる方の受験期と重なり、出席者が減少するのではないか等の問題が指摘されました。

成人式は主催者である地方公共団体の判断で行われるものであるため、一律に、成年年齢の引下げに伴う成人式の時期や在り方等について統一的な指針を示すことは必ずしも適切ではありません。しかしながら、各地方公共団体が成年年齢の引下げ後の成人式の在り方を検討するに当たって独自に参考となる情報を収集することになると、地方公共団体によっては、大きな負担となるおそれがあります。そこで、政府として、関係者との意見交換などを通じて関係者の意見や各地方公共団体の検討状況を取りまとめ、各地方公共団体がその実情に応じた対応をできるよう、取りまとめた情報を発信することとなりました。後述の「成人式の時期や在り方等に関する分科会」（以下単に「分科会」といいます。）は、このような情報の取りまとめや発信を目的として設置されたものです。

(3) 分科会の設置及び活動内容等

成年年齢の引下げについては、消費者被害が拡大するのではないか、自立に困難を抱える若年者がさらに困窮するのではないかなどの指摘があり、施行までの間に、成年年齢を引き下げる環境を整備する施策を実行する必要があります。このような施策は複数の府省庁の所管分野に関わることから、関係行政機関相互の密接な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な取組を推進するため、平成 30 年 4 月以降、「成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議」を継続的に開催していくこととなりました。成人式の時期や在り方もこの連絡会議のテーマとして取り上げられ、その検討のため、同年 9 月、分科会を開催することが決定されました。

分科会には、関係府省庁の担当者が構成員として参加しているほか、成人式に関わりのある団体等にオブザーバーとして参加していただき、成人式の当事者である若年者を含む関係者からのヒアリング、市区町村に対するアンケート調査、有益と思われる調査結果等の情報の共有や、これらを踏まえた意見交換などを行ってきました。分科会の構成員は別紙 1 のとおりであり、分科会の開催経緯は別紙 2 のとおりです。

なお、各回の配付資料、議事録については全て法務省ウェブサイト（http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00234.html）に掲載されていますので、ご参照ください。

(4) 本報告書の目的

本報告書は、成人式の在り方についての統一的な指針を示すものではありません。各地方公共団体が成年年齢引下げ後の成人式の時期や在り方等について検討するに当たって参考にしていただくため、分科会におけるヒアリングの場で関係者が述べた意見や、市区町村に対するアンケート調査の結果など、分科会において収集した情報を取りまとめたものであり、各地方公共団体に向けてこれらの情報を発信することを目的として作成されたものです。

2 祝日法における成人の日の意義と民法の成年年齢の関係について

「国民の祝日に関する法律」（以下「祝日法」といいます。）は、昭和 23 年に議員立法によって制定されました。「成人の日」は、同法の制定当初から国民の祝日の一つとして規定されています。成人の日の時期は、以前の元服や袴着（もぎ）が 1 月に行われることが多かったこと等を踏まえ、1 月 15 日とされました。

その後成人の日は、平成 10 年の祝日法改正（議員立法）により、「1 月の第 2 月曜日」と改められました。

祝日法において、成人の日は、「おとなになったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いはげます」日と定められています。この「おとな」の年齢については、立法当時の国会での議論を経て明確な定義を設けないこととされたという経緯があり、民法の成年年齢と必ずしも一致するものではありません。また、祝日法において、成人式に関する規定はありません。

3 全市区町村を対象とした成人式の実施に関する調査の結果について

分科会においては、各地方公共団体における検討の参考とするため、全ての市町村及び特別区（合計 1,741）を対象として、「成年年齢引下げ後の成人式の実施に関する調査」（以下「本調査」といいます。）を実施し、現在成人式を実施しているかどうか、その対象年齢や時期、成年年齢引下げ後の成人式の対象年齢や時期に関する検討状況について調査を行いました（回答期間は令和元年 6 月 4 日から 14 日まで）。その結果の概要是、以下のとおりです（より詳しい結果は、法務省ウェブサイト（http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00234.html）に掲載されています。）。

（1）現在の成人式について

本調査によれば、回答した 1,037 市区町村全てにおいて成人式が実施されており、その実施主体、対象年齢や実施時期は、以下のとおりでした。

ア 実施主体について

現在の成人式の実施主体については、下記の表のとおり、「教育委員会」の割合が最も高く、次いで「教育委員会と新成人らによる実行委員会の合同開催」、「首長部局、教育委員会及び新成人らによる実行委員会による合同開催」、「首長部局と教育委員会の合同開催」の順でした。新成人らによる実行委員会が実施主体として参画しているのは全体の約 5 割でした。

		回答数	%
全体		1037	100.0
1	首長部局	47	4.5
2	教育委員会	306	29.5
3	首長部局と教育委員会の合同開催	140	13.5
4	首長部局と新成人らによる実行委員会の合同開催	44	4.2
5	教育委員会と新成人らによる実行委員会の合同開催	239	23.0
6	首長部局、教育委員会及び新成人らによる実行委員会による合同開催	179	17.3
7	新成人らによる実行委員会	42	4.1
8	その他	40	3.9

イ 対象年齢について

現在の成人式の対象年齢は、下記の表のとおり、「20歳」が最も高く9割を超えており、次いで「21歳」という結果でした。

		回答数	%
全体		1037	100.0
1	20歳（年度中に20歳に達する人＝19歳の者と20歳の者が対象となる）	969	93.4
2	21歳（年度中に21歳に達する人＝20歳の者と21歳の者が対象となる）	65	6.3
3	その他	3	0.3

ウ 実施時期について

実施時期は、下記の表のとおり、「1月（成人の日を含む三連休）」が最も多く、次いで「1月（成人の日を含む三連休以外）」であり、回答全体の約9割が1月に実施しているという結果でした。1月以外の時期では、「8月（お盆の時期など）」が9.3%で最多でした。なお、「1月（成人の日を含む三連休以外）」との回答は九州・沖縄地方や四国地方の市区町村に多く、「8月（お盆の時期など）」との回答は東北地方や中部地方の市区町村に多く見られました。

また、成人式を「1月（成人の日を含む三連休）」に実施する理由として最も多かったのは、「成人の日が1月に設定されているから」（90.1%）で、1月の成人の日を含む三連休に実施しない理由として最も多かったのは、「対象者が集まりやすい」（70.9%），次に多かったのが「年末年始に帰省後、仕事や学校等でUターンした

後に再び帰省することが対象者にとって負担が大きい」(65.1%) というものでした。

		回答数	%
全体		1037	100.0
1	1月（成人の日を含む三連休）	776	74.8
2	1月（成人の日を含む三連休以外）	143	13.8
3	3月（春休みなど）	3	0.3
4	4月・5月（ゴールデンウィークなど）	12	1.2
5	8月（お盆の時期など）	96	9.3
6	その他の時期	7	0.7

(2) 成年年齢引下げ後の成人式について

本調査によれば、各市区町村の成年年齢引下げ後の成人式の対象年齢及び実施時期の検討状況は、以下のとおりでした。

ア 成年年齢引下げ後の成人式の対象年齢に関する方針決定の有無について

成年年齢引下げ後の成人式の対象年齢については、下記の表のとおり、「現在検討中である」との回答が最も多く、次いで、「検討していない」との回答でした。すでに方針を決定しているとの回答をしたのは 67 市区町村であり、割合は 6.5% でした。

		回答数	%
全体		1037	100.0
1	決定している	67	6.5
2	現在検討中である	683	65.9
3	検討していない	287	27.7

イ 成年年齢引下げ後の成人式の対象年齢について

成年年齢引下げ後の成人式の対象年齢を決定していると回答した 67 市区町村の中では、下記の表のとおり、対象年齢を「20歳」とするのが最も多く、9割を超えました。「18歳」「19歳」を対象年齢とするのは合わせて 3 市区町村でした。

対象年齢を 20 歳または 21 歳することとした理由（複数回答可）としては、「18 歳の 1 月に実施すると、受験と重なり、出席者が減少するから」が 73.4% (47 市区町村) と最も多く、「18 歳で成人式を実施すると、実行委員会の活動時期と受

験などの準備期間が重なり、新成人らが実行委員会に参加することが難しくなるから」が 53.1%（34 市区町村）、「対象者が集まりやすいから」が 40.6%（26 市区町村）、「民法の成年年齢と成人式の対象年齢は必ずしも一致させる必要がないから」が 39.1%（25 市区町村）、「現状を変える必要がないから」が 35.9%（23 市区町村）でした。

他方、対象年齢を 18 歳または 19 歳とすることとした理由（複数回答可）としては、「民法の成年年齢が 18 歳に引き下げられたから」が 100%（3 市区町村）次に多かったのが、「法律上、「大人」として扱われることになる年齢の前後で成人式をすることにより、若者の自覚を促すことができるから」で 33.3%（1 市区町村）となりました。

なお、成人式の対象年齢を 18 歳又は 19 歳とすると、成年年齢の引下げが施行される令和 4 年 4 月以降に実施する最初の成人式においては、複数の年齢を対象として行うことになりますが、これに対する対処方法として最も多かったのは、「複数日程で開催する」で 66.6%（2 市区町村）でした。

		回答数	%
全体		67	100.0
1	18 歳（年度中に 18 歳に達する人）	2	3.0
2	19 歳（年度中に 19 歳に達する人）	1	1.5
3	20 歳（年度中に 20 歳に達する人）	61	91.0
4	21 歳（年度中に 21 歳に達する人）	3	4.5
5	成人式は実施しない	0	0.0
6	その他	0	0.0

ウ 成年年齢引下げ後の成人式の実施時期に関する方針決定の有無について

成年年齢引下げ後の成人式の実施時期については、下記の表のとおり、「現在検討中である」との回答が最も多く、次いで、「検討していない」との回答でした。すでに方針を決定しているとの回答をしたのは 94 の市区町村であり、割合は 9.1% でした。

		回答数	%
全体		1037	100.0
1	決定している	94	9.1

2	現在検討中である	610	58.8
3	検討していない	333	32.1

工 成年年齢引下げ後の成人式の実施時期について

成年年齢引下げ後の成人式の実施時期を決定していると回答した 94 市区町村の中では、下記の表のとおり、実施時期を「1月（成人の日を含む三連休）」としている市区町村が最も多く、次いで、「8月（お盆の時期など）」、「1月（成人の日を含む三連休以外）」の順でした。なお、すでに方針を決定している 94 市区町村の実施時期は、全て現在の実施時期と同じ時期であり、成年年齢の引下げに伴って成人式の実施時期を変更した市区町村はありませんでした。

		回答数	%
全体		94	100.0
1	1月（成人の日を含む三連休）	68	72.3
2	1月（成人の日を含む三連休以外）	7	7.4
3	3月（春休みなど）	0	0.0
4	4月・5月（ゴールデンウィークなど）	1	1.1
5	8月（お盆の時期など）	18	19.1
6	その他の時期	0	0.0

4 成年年齢引下げに関する世論調査の結果について

内閣府は、平成 30 年 11 月 29 日から 12 月 24 日にかけて、成年年齢引下げに関する世論調査を実施しました。これは、16 歳から 22 歳までの年齢層 3,500 人と、40 歳から 59 歳までの年齢層 1,500 人の合計 5,000 人を対象として、成人式の対象年齢や実施時期を含め、成年年齢の引下げについての意見を調査したものであり、有効回収数は 16 歳から 22 歳までの年齢層 1,802 人、40 歳から 59 歳までの年齢層 958 人でした。

その結果の概要は、以下のとおりです（より詳しい結果は、法務省ウェブサイト（http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00234.html）に掲載されています。）。

(1) 成年年齢引下げの成人式の対象年齢

この世論調査によれば、成年年齢引下げ後の成人式の対象年齢について、下記の表のとおり、16 歳から 22 歳までの年齢層と 40 歳から 59 歳までの年齢層のいず

れの年齢層においても、20歳の方を対象に実施するのがよいと思う者の割合が最も多くなりました。いずれの年齢層においても、18歳の方を対象に実施するのがよいと思う者の割合が20歳に次いで高く、その次に19歳の方を対象に実施するのがよいと思う者の割合が高いという結果となりました。

		16歳～22歳の年齢層	40歳～59歳の年齢層		
		回答数	%	回答数	%
全体		1802	100.0	958	100.0
1	18歳（年度中に18歳に達する人）	341	18.9	330	34.4
2	19歳（年度中に19歳に達する人）	135	7.5	60	6.3
3	20歳（年度中に20歳に達する人）	1295	71.9	527	55.0
4	21歳（年度中に21歳に達する人）	11	0.6	6	0.6

(2) 成年年齢引下げ後の成人式の実施時期について

成年年齢引下げ後の成人式の実施時期については、下記の表のとおり、16歳から22歳までの年齢層、40歳から59歳までの年齢層のいずれの年齢層においても、「1月（成人の日など）」に実施するのがよいと思う者の割合が最も高くなりました。いずれの年齢層においても、次いで「3月（春休みなど）」に実施するのがよいと思う者の割合が高く、その次が「4月・5月（ゴールデンウィークなど）」との結果となりました。

		16歳～22歳の年齢層	40歳～59歳の年齢層		
		回答数	%	回答数	%
全体		1802	100.0	958	100.0
1	1月（成人の日を含む三連休）	1142	63.4	535	55.8
3	3月（春休みなど）	434	24.1	182	19.0
4	4月・5月（ゴールデンウィークなど）	130	7.2	87	9.1
5	8月（お盆の時期など）	53	2.9	86	9.0
6	その他の時期	25	1.4	45	4.7

なお、対象年齢についての回答と実施時期についての回答との関係については、20歳を対象年齢とするのがよいと回答した方の中では、1月に実施するのがよいという方が16歳から22歳までの年齢層で70.0%、40歳から59歳までの年齢層で

69.1%，18歳を対象年齢とするのがよいと回答した方の中では，1月に実施するのがよいという方が16歳から22歳までの年齢層で49.3%，40歳から59歳までの年齢層で39.7%という結果でした。

また，成人式の実施時期と成人の日の関係については，基本的に同じ時期であるほうがよいという回答が，16歳から22歳までの年齢層においても，40歳から59歳までの年齢層においても，約6割を占めました。

5 一般社団法人全国高等学校PTA連合会によるアンケートの結果について

一般社団法人全国高等学校PTA連合会は，平成30年12月から平成31年1月にかけて，加盟する3,963の高校PTAの会長に対して成人式に関するアンケートを実施し，そのうちの2,183の高校PTAの会長（約55%）が回答しています。その結果の概要は，以下のとおりです（より詳しい結果は，法務省ウェブサイト（http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00234.html）に掲載されています。）。

このアンケートによると，成人式の意義について尋ねたところ，「大人になった自覚を促す」との回答が72.4%，「人生の節目として，将来について考える機会となる」との回答が72.2%，「地元の友人と再会したり地域の人と触れ合ったりすることで，地元への愛着を育む」との回答が53.8%，「地域をあげて未来を担う新成人を祝い励ます」との回答が39.8%，「同窓会としての意味がある」との回答が25.2%，「袴や振袖を着るなど，日本の伝統文化に触れるきっかけとなる」との回答が18.8%，「成人式には意味がない」との回答が2.9%でした。

成年年齢引下げ後の成人式の対象年齢は何歳とするのがよいか，という問い合わせに対しては，「20歳」が53.7%と最も多く，次に「18歳」が26.6%，「19歳」が12%という結果となりました。

また，仮に成年年齢引下げ後の成人式の対象年齢を18歳とする場合，成人式はどのような時期に実施するのがよいか，という問い合わせに対しては，「1月（成人の日など）」が31.7%と最も多く，次に「3月（春休みなど）」が25.8%，「4月・5月（ゴールデンウィークなど）」と「8月（お盆の時期など）」が共に約13%という結果となりました。

6 公益財団法人日本財団による意識調査

公益財団法人日本財団は，平成30年12月3日から6日かけて，全国の17歳～19歳の男女800人を対象として，成人式に関する意識調査を実施していました。

その結果の概要は、以下のとおりです（より詳しい結果は、法務省ウェブサイト（http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00234.html）に掲載されています。）。

この調査によると、成人式のあり方について思うことは何か、との問い合わせに対して、「人生において大切な行事」、「節目」、「伝統行事」などの回答が多数みられたほか、「成人になったことを自覚する場」、「同級生に会えるのが楽しみ」という回答もみられ、一方で、成人式で騒ぎが起こることに対する否定的な意見や、成人式自体に興味がない旨の回答もみられました。

成人式に出席したいかという質問に対しては、全体で 70.6%（男性 69.3%，女性 72.0%）が出席したいと回答し、その理由としては、「同級生に会えるから」が 66.4%（男性 67.9%，女性 64.9%）で最も多く、次いで、「成人式で祝うことで人生の節目としたいから」54.3%（男性 56.7%，女性 52.1%）、「着物・振り袖を着られるから」32.6%（男性 7.2%，女性 56.9%）、「式典に出席することで、成人になったことを自覚すると思うから」31.3%（男性 27.4%，女性 35.1%）などが続きました。

また、何歳で成人式を行うのがふさわしいかとの問い合わせに対しては、「20 歳」が 74.0%，「18 歳」が 23.9%となりました。「20 歳」とした理由については、「18 歳だと受験に重なる時期だから」との回答が 62.8%，「18 歳だと成人式に合わせてお酒を飲んだりタバコを吸ったりできないから」との回答が 38.2%，「18 歳だと（進学のため）金銭的に余裕がない時期だから」との回答が 33.6%，「18 歳だと就職の準備がある時期だから」との回答が 23.8%でした。

「18 歳」とした理由については、「引き下げられた成人年齢である 18 歳がふさわしい」との回答が 62.8%，「18 歳で成人になるのに、成人式が違う年齢だと混乱するから」との回答が 39.8%，「18 歳でも成人になったと自覚できるようになると思う」との回答が 30.9%，「20 歳だと就職の準備がある時期だから」との回答が 4.2%でした。

7 分科会において実施したヒアリング及び意見交換における意見

分科会においては、成人式の当事者である若年者を含む関係者の意見を聴取するために、関係者や関係団体のヒアリングを実施するとともに、これらのヒアリングによって得られた意見を基に意見交換を行いました。具体的なヒアリング対象者については、別添 2 の「成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議 成人式の時期や在り方等に関する分科会の開催経緯等」を御参照ください。

これらのヒアリング等を通じて、成人式の意義や、成年年齢引下げ後の成人式の対象年齢をどのように考えるかについて、様々な意見が出されました。その内容は次のとおりです。

(1) 成人式の意義について

成人式の意義については様々な捉え方が示されましたが、その主なものは次のとおりです。

- ・人生における大きな節目であり、若年者に対し、責任ある大人としての自覚や社会参加を促す厳粛な儀式
 - ・若年者が大人になるまで様々な形で支えてくれた周囲や社会に対して感謝する機会
 - ・地域社会や家族が若年者の大人としての門出を祝福する機会
 - ・親にとって、これまで子ども扱いしていた子を一人前として扱う節目としての意義
 - ・若年者が日本の文化と伝統に触れる機会
 - ・実行委員会という形で若年者が関与してみんなで作り上げる集いの場としての意義
- このほか、進学、就職等により地元を離れている若年者が地元に戻ることにより、若年者が地域の人とふれ合う機会になり、また、地元が活性化する機会になるとの指摘もありましたが、このような意義はあくまで副次的なものであるとの意見もありました。

(2) 成年年齢引下げ後の成人式の対象年齢及び在り方について

分科会におけるヒアリングにおいて、成人式の関係者から意見を聴取し、意見交換を行ったところ、その内容は、①18歳の方を対象として、成年に達したことの自覚を促すための教育的な行事や取組を行うことが望ましい、②成年年齢引下げ後の成人式の対象年齢については、18歳にすべきとの意見と20歳にすべきとの意見の双方が出されたが、これまでと同様に20歳の方を対象として実施するという意見が多数であった、と要約することができます。

以下では、それぞれの意見の理由及びそれぞれの意見を採用した場合の成人式の在り方について、ご紹介します。

ア 成年年齢引下げ後の成人式の対象年齢を18歳とすべきとの意見

(ア) 対象年齢を18歳とする理由

対象年齢を18歳とすべきであるとの意見の理由として、次のようなものが挙げられました。なお、ヒアリングを行った地方公共団体の中には、夏に実施することを前提として19歳を対象年齢とするという意見もありました。

・成年年齢が 18 歳に引き下げられたことから、成年となったことの自覚を促すための機会として、できるだけ早い段階で成人式を実施した方がよい。

・成年年齢の引下げから数年が経過し、18 歳でおとなになるという認識が社会に定着すれば、成人式の対象者も 18 歳とすることが自然になると考えられる。

・対象者が 18 歳に達する年度の 1 月に成人式を実施すると、対象者が受験や就職を控える時期に参加することとなって適切ではないという問題については、その翌年度（対象者の全員が 18 歳となった年度）に実施することや 5 月などに実施時期を変更することによって解決することができる。

・成年年齢引下げ直後の成人式に 18 歳～20 歳の新成人が参加することとなるため会場確保が困難という問題については、日程を複数回設けることなどで対処予定である。

このほか、成人式の対象年齢を 20 歳とすべきとの意見を有する参考人においても、成年年齢引下げ後の成人式の対象年齢を 18 歳とすることのメリットとして、20 歳の方と 19 歳の方が参加者に混在することで発生し得る未成年飲酒の問題が激減する、制服での参加等によって家庭の経済的負担が軽減する点を指摘する意見もありました。

(1) 成人式の在り方

成人式の対象年齢を 18 歳とするのであれば、対象者が参加することができるようするため、5 月などに実施時期を変更する必要があるとの意見がありました。

また、成人式を成人の日に合わせて 1 月に実施するのであれば、参加することができない対象者が多いことに鑑み、式典自体の実施を見直すことも検討課題になり得、式典に代えて税金や年金に関する知識を記載したパンフレットの送付などを行うことも考えられるとの意見がありました。

イ 成年年齢引下げ後の成人式の対象年齢を 20 歳とすべきとの意見

(ア) 対象年齢を 20 歳とする理由

・大学生や社会人としての経験を積むことにより、社会の規範をより深く理解し、より深い自覚を持って社会に貢献することができるようになるため、20 歳の方を対象とする方が成人式がより意義深いものになる。

・20 歳を対象とすることにより、参加者本人だけでなく家族も含めて落ち着いた環境で成人を祝うことができ、家族、旧友、地域社会とのつながりをしっかりと確認することができる。

- ・一度その地域を離れた人が成人式を機会に帰省し、同窓生と交流することで、Uターン就職のモチベーションが生まれ、地域の活性化につながる。
- ・飲酒や喫煙などは20歳になるまで禁止されており、20歳で大人として扱われる環境が整う。
- ・成人式の対象年齢を18歳として1月に成人式を実施した場合、対象者の多くが大学受験や就職の準備等で時間的・精神的・経済的余裕がないため、成人式への出席者が少なくなる。その結果、若年者が新成人として一堂に集う習慣がなくなり、成人式という日本の文化が失われる。
- ・成人式の対象年齢を18歳とすると、大学入学のための準備などで家計の負担が増える時期と成人式が重複することになり、家庭の経済的負担が大きくなる。
- ・成人式の対象年齢を18歳とすると、成年年齢引下げ直後の成人式には、18歳から20歳までの新成人が参加することとなり、主催する地方公共団体等が混乱する。

(1) 成人式の在り方

式典としての成人式の対象年齢を20歳とする場合であっても、18歳の者を対象として、民法上の成年に達したことを自覚させるため、何らかの教育的行事（記念講演など）を実施することも考えられるという意見がありました。

また、「成人式」における「成人」と民法上の成年とは必ずしも一致しませんが、文脈によってはこれが同じ意味で用いられる場合もあることに鑑み、成年年齢引下げ後に成人式の対象年齢を20歳とするのであれば、「はたちを祝う会」など、「成人式」という名称を変更することも考えられるとする意見もありました。

8 結語

本報告書においては、分科会において実施した、市区町村の検討状況に関する調査をはじめとする各種調査の結果と、分科会において実施したヒアリングや意見交換で出された、成年年齢引下げ後の成人式の当事者である若年者を含む関係者の意見をとりまとめました。

これらの情報が、各地方公共団体における成年年齢引下げ後の成人式の在り方に關する検討に資することとなれば幸いです。

(別紙1)

成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議
成人式の時期や在り方等に関する分科会の開催について

平成30年9月3日
成年年齢引下げを見据えた環境整備
に関する関係府省庁連絡会議議長決定
平成30年10月30日
一部改正

- 1 成人式は、その時期や在り方等について法律上の定めはなく、各地方自治体の判断で実施されているものの、民法の成年年齢の引下げによって様々な影響が生ずることが予想される。今後の民法の成年年齢引下げを見据え、成人式の時期や在り方等について、各地方自治体における検討に資するための情報発信を行うため、成人式の時期や在り方等に関する分科会（以下「分科会」という。）を開催する。
- 2 分科会の構成は、次のとおりとする。ただし、座長が必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

座長 法務省民事局参事官（成年年齢担当）
座長代理 内閣府大臣官房総務課管理室長
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長
構成員 総務省大臣官房企画課長
オブザーバー 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長
経済産業省製造産業局生活製品課伝統的工芸品産業室長
全国市長会
全国町村会
全国都市教育長協議会
全国市町村教育委員会連合会
全国町村教育長会

- 3 分科会の庶務は、内閣府及び文部科学省の協力を得て、法務省において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、分科会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

(別紙2)

成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議

成人式の時期や在り方等に関する分科会の開催経緯

- 第1回分科会 平成30年10月31日（水）
 - ・分科会設置の趣旨、今後の会議の進め方についての説明、意見交換等
- 第2回分科会 平成30年11月26日（月）
 - ・参考人からの意見聴取
 - (1) 奥山 功氏（日本きもの連盟会長理事）
 - (2) 堀 恵介氏（協同組合日本写真館協会理事）
 - (3) 米倉 美寿々氏（中央区新成人のつどい実行委員会O B O G会会長）
 - (4) 上田 廣久氏（京都市子ども若者はぐみ局子ども若者未来部長）
 - ・意見交換
- 第3回分科会 平成31年2月1日（金）
 - ・参考人からの意見聴取
 - (1) 二川 哲男氏（全日本美容業生活衛生同業組合連合会常務理事）
 - (2) 内田 志づ子氏（一般社団法人全国高等学校P T A連合会常務理事・事務局長）
 - ・意見交換
- 第4回分科会 平成31年3月20日（水）
 - ・内閣府が実施した世論調査の結果の報告
 - ・自治体に対するアンケート調査の項目の検討
- 第5回分科会 令和元年6月27日（木）
 - ・自治体に対するアンケート調査の結果の報告
- 第6回分科会 令和元年7月29日（月）

- ・自治体に対するアンケート調査の結果（クロス集計結果）の報告
- ・参考人からの意見聴取

真城 孝之氏（大分県国東市教育委員会社会教育課長）

- 第7回分科会 令和元年10月30日（水）
 - ・意見交換
- 第8回分科会 令和2年3月（持ち回り開催）
 - ・取りまとめの報告（成人式の時期や在り方等に関する報告書）